

## 個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載された診療情報提供書（以下「書類」という。）を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者ID、性別、生年月日、診療情報

### 2 事案の経過

○令和6年3月7日（木）

- ・医師Cが患者Aの書類を作成し、医師事務作業補助者D（非常勤職員）が封入・封かんし、患者Aの入院病棟のスタッフEに渡した。（窓あき封筒なので、提供先の宛先は確認できるが、患者Aの氏名は見えないようになっている。）
- ・スタッフEは、患者Bの診療情報提供書等（以下「交付書類」）を保管するファイルに、誤って患者Aの書類を挿入した。

○令和6年3月13日（水）

- ・患者Bの転院に際し、看護師Fが交付書類に誤りがないか、患者Bの家族とともに確認したが、誤ってファイルに挿入されていた患者Aの書類は既に封かんされており中身を確認できない状態であったため、看護師Fは患者Bの書類と認識し、その他の交付書類とともに、患者Bの家族に交付した。
- ・患者Bが病院Xに転院し、家族が交付書類一式を病院Xのスタッフに渡した。
- ・病院Xのスタッフから当センターの病棟に架電があり、患者Bとは異なる患者Aの書類が入っていたとの連絡を受けたことにより誤交付が判明。病院Xのスタッフに謝罪した。
- ・看護師Fが病院Xを往訪し、患者Bの家族に本事案の経緯を説明するとともに謝罪したうえで、病院Xから書類を回収した。
- ・看護師Fの上長が患者A及び家族に対し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

### 3 誤交付の原因

- ・医師Cが作成した患者Aの書類を医師事務作業補助者Dが封かんしたことにより、スタッフEおよび看護師Fが、患者Bの交付書類か否かを確認できなかったため。
- ・スタッフEが患者Bの交付書類を保管するファイルに、誤って患者Aの書類を挿入したため。

### 4 再発防止策

- ・医師が書類を作成した際は、封かんせずに病棟等に渡し、患者に交付する、または発送する段階で、最終確認をするルールに統一し、これを当該診療科の医師事務作業補助者に周知した。